

簡易水道認可変更届出書作成業務

特 記 仕 様 書

大石田町建設課

# 第1章 総 則

## 第1条 適用の範囲

本仕様書は、大石田町建設課が実施する「簡易水道認可変更届出書作成業務」に適用する。

## 第2条 業務概要

次年子簡易水道事業は昭和39年7月の創設以来、水質に恵まれ、湧水を消毒滅菌にて配水を行ってきた。しかし近年、水質基準に満たない検査結果が検出され、浄水方法変更の必要性が迫られている。本業務は安全かつ安定的な水質を保つため、浄水処理方法の変更を実施するための認可変更届出書（浄水方法の変更）を作成することを目的とする。

## 第3条 業務委託の名称

簡易水道認可変更届出書作成業務

## 第4条 施行期間

着手：令和8年8月 7日

完了：令和9年3月31日

## 第5条 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときはこの限りではない。

## 第6条 費用の負担

業務実施に伴う必要な費用は、委託設計書、図面、準拠仕様書並びに本仕様書に記載のないものであっても、原則として受託者が負担するものとする。ただし、委託者が認めた場合はこの限りではない。

## 第7条 法令等の遵守

受託者は、業務実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 水道法及び関係法令
2. 水道施設設計指針（日本水道協会）
3. 水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
4. 水道維持管理指針（日本水道協会）
5. 簡易水道施設基準解説（全国簡易水道協議会）

6. 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
7. 浄水技術ガイドライン（水道技術研究センター）
8. 水道実務六法（ぎょうせい）
9. 水道法逐条解説（日本水道協会）
10. 水理公式集（土木学会）
11. その他規格、基準、仕様書、指針、行政機関の指示・指導等

## 第8条 中立性の堅持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

## 第9条 秘密の保持

受託者は、業務を行う上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

## 第10条 管理技術者

受託者は、本業務の着手に際し、管理技術者に技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有し、山形県内における水道事業基本計画策定業務又は水道事業認可申請業務（届出書作成含む）の過去 10 年以内の業務完了実績を有する者を配置すること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。

## 第11条 照査技術者

受託者は、本業務の着手に際し、照査技術者に技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）又は RCCM（上水道及び工業用水道）の資格を有し、山形県内における水道事業基本計画策定業務又は水道事業認可申請業務（届出書作成含む）の過去 10 年以内の業務完了実績を有する者を配置すること。

## 第12条 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際して、着手届及び完了届を提出しなければならない。

## 第13条 工程管理

受託者は、業務の工程管理に留意するとともに、工程に変更が生じる可能性がある場合には、速やかに変更工程表を作成し、委託者と協議しなければならない。

#### 第14条 議事録

受託者は、協議及び打合せの都度、その内容に対する議事録を作成し、委託者に提出しなければならない。

#### 第15条 関係機関との協議

受託者は、業務の進捗において、関係機関との協議の必要性が生じた場合には誠意をもって遅延なくこれにあたり、速やかにその結果を委託者に報告すること。

#### 第16条 業務成果の引き渡し

受託者は、完成検査において指摘・修正を受けた場合、その部分を直ちに訂正すること。また、成果の引き渡し後において、受託者の責による業務成果の不備が発見された場合は、委託期間を過ぎた場合であっても、その修正を行わなければならない。

#### 第17条 疑義の解釈

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して定めるものとする。

## 第2章 業務内容

#### 第1条 業務内容

水道法第10条第3項の規定に基づく事業変更にかかわる届出書類の作成

#### 第2条 作業内容

本業務は、次の作業内容で実施する。

##### (1) 設計協議

##### ① 初回打合せ

業務内容の確認（要望事項、要望内容、作業方針、作業工程、検討事項及び検討内容）及び貸与資料等の確認を行う。

##### ② 中間打合せ

業務の進捗確認及び作業中に発生する諸条件や諸問題の処理に関する協議を行う。

##### ③ 最終打合せ

業務作業完了時に総括説明、成果品の納入及び検収の立会いを行う。

## (2) 水道事業変更届書作成

### ① 現況の把握

現況施設について、地域や水道事業の特性を把握し、浄水方法の検討に必要な資料等を収集する。

### ② 基本事項の決定

目標年度における計画給水区域を設定し、目標年度までの給水人口及び給水量の設定を行う。

### ③ 浄水方法の決定

既存の水源水質等のデータをもとにした浄水方法を検討し、決定する。

### ④ 施設計画

設定した内容に基づき、浄水施設の規模・配置等の概略検討を行う。

### ⑤ 水理・構造計算

主要な水道施設について、水理計算、容量計算及び必要に応じて構造計算を行う。

### ⑥ 設計図作成

水道法第3条に基づく、各種区域図面や浄水場等の水道施設について一般平面図、水位高低図及び主要な構造物の構造図等の作成及び編集を行う。

### ⑦ 申請書類の作成

水道法施行規則第一条の三に基づく添付書類の作成及び編集を行う。

## 第3条 提出図書

成果品は次に示す仕様、部数とする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 変更届出書 (A4 製本) | 3 部 |
| (2) 水道台帳 (A4 製本)  | 3 部 |
| (3) 電子データ (CD-R)  | 一式  |
| (4) その他委託者が指示する書類 |     |